

「下請法改正に関連する規則(案)」に対する日本貿易会意見

2025年8月14日
一般社団法人日本貿易会
物流委員会

2025年7月16日、物流問題への対応として、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引が、新たに対象取引として追加されることを盛り込んだ「下請法改正に関連する規則(案)」について、意見募集が開始された。
物流委員会は、上記の規則案に対し、新たに追加された適用基準としての従業員数等について、委託事業者及び中小受託事業者双方の負荷軽減等の観点から意見を取り纏め、8月14日に公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課へ提出した。

	該当する規則(案)	意見の該当箇所		意見の具体的内容	意見の理由
		頁数/行数	該当文章		
1	【別紙4】運用基準案	5頁	なし(特定運送委託の類型全般)	運送の委託に関する物流特殊指定の適用対象と取適法の適用対象とで重複する部分としない部分について、ガイドライン等で詳しく示して頂きたい。	例えば、取適法において、自社倉庫への物品委託運送は適用対象外であるが、物流特殊指定調査にはこのような概念はなく適用対象の理解である。 このように、両者の適用範囲について相違点が多数見受けられる可能性があり、それぞれの対応について検討する上で、網羅的な情報が必要となるため。
2	【別紙4】運用基準案	8頁/1行-9行目	2(2)「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者(労働基準法第9条に規定する労働者をいう。)のうち、日々雇い入れられる者(1か月を超えて引き続き使用される者を除く。)以外のもの(以下「対象労働者」という。)をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者(労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式20号等)の数によって算定するものとする。 (3)規模に係る要件の適用は委託取引ごとに判断するが、従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用する。	従業員基準に関しては、委託事業者及び中小受託事業者双方の負荷軽減等の観点から下記の対応をお願いしたい。 ①委託取引毎の確認は不要とし、委託事業者は中小受託事業者から回答のあった「常時使用する従業員の数」に依拠して、当該回答の日から1年以内は取引を行うことが出来るようにする。 ②中小受託事業者が事実と異なる回答をした場合でも、その回答に依拠することが容認され、委託事業者は法令違反とならないようにする。 ③上記①、②の対応が出来ない場合は、確認方法の例示や確認の時点、中小受託事業者が事実と異なる回答をして委託事業者が本法令に違反した際の執行方針等につき、ガイドライン作成や公正取引委員会ウェブサイトのQAへの掲載をして明示する。	①従業員基準は「事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者」の数に依拠することとなるところ、現在は終身雇用制度が主流ではなくなり労働市場が流動化している。そのような中、委託事業者に発注の都度従業員要件の確認義務を課すのは、委託事業者の業務を煩雑化するだけでなく、人手が不足する中小受託事業者に、委託事業者のために常に労働従業員数を回答出来ることを義務付けており、中小受託事業者に多大なる負担をかけることとなる。 ②委託事業者の立場では中小受託事業者の賃金台帳の確認は困難であり、中小受託事業者の回答を事実として捉えるしかない。 ③所謂フリーランス法に関する公正取引委員会ウェブサイト上のQAには、「従業員の使用」について、確認方法の例示や確認の時点、受注事業者が事実と異なる回答をし発注事業者が法令違反した場合の執行方針等が記載されている。

3	【別紙4】運用基準案	22頁 〈特定運送委託 において想定される 違反行為事例〉 7－15 関税・消費税 の立替え要請	委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、物流業務に附帯して輸入通関業務を委託するに際して、関税・消費税の納付を立て替えさせ、中小受託事業者から立替えに要した金銭の支払を求められても応じなかった。	立替えに要した金銭の支払いは通関業者にて負担するため支払いは不要の旨、合意が取れていたら違反行為には該当しない認識で良いのか明示頂きたい。	通関業者による関税・消費税の立替払いの問題において、本件料金を別出しして請求しない(全体の委託業務料金に含まれている)ケースもみられる中、どこまでが違反行為に当てはまるのかについて確認したい。
4	【別紙4】運用基準案	24頁/24行目－ 25頁/1行目	なお、「協議を求めた」とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合をいう。	「協議を希望する意図が客観的に認められる場合」とはどのような場合なのか、具体例や要件を示して頂きたい。	「協議を希望する意図が客観的に認められる場合」の内容が不明確である。